平成２３年（フ）第２５０１号
横浜市南区中村町１丁目24番地　コーポ雅紀２Ｆ
破産者　松川　明美
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９９号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上168番地の８
破産者　最上ミツエ
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６１４号
神奈川県中郡大磯町国府本郷45番地６、前住所神奈川県秦野市戸川1207番地の25
破産者　小河　秀彦
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２３０号
富山市藤の木園町228番地
破産者　石田　菊一
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
長野市大字南長野新田町1458番地　メゾンフォンテーヌ401、前住所新潟県妙高市大字田口1452番地27
破産者　サッセン優枝
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
長野市箱清水２丁目５番１号
破産者　宮澤　正行
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
長野市箱清水２丁目５番１号
破産者　宮澤　京子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
愛知県岡崎市上里２丁目12番地12　新御里苑３－Ｄ
破産者　犬塚　　守
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
愛知県刈谷市小垣江町須賀367番地１
破産者　板倉　慎一
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４００号
愛知県岡崎市中島町字町後43番地　ダノンⅡ203
破産者　大石　哲也
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
兵庫県淡路市大磯21番地13
破産者　平田　敏雄
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県淡路市志筑411番地　津名北欧村Ｆ－２
破産者　瀬田真由美
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４号
和歌山県日高郡由良町大字里1118番地の１
破産者　湯川　高行
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第１４３０号
広島県安芸郡熊野町764番地の26
破産者　国本　太介
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２号
山口県萩市大字浜崎町259番地
破産者　長岡　昌利
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１０２号
徳島県徳島市応神町吉成字有天45番地の９
破産者　瀬川　節子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９３号
宮崎市大坪町粟田2650番地１
破産者　田村　和子
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２６号
宮崎市江平東２丁目１－６、住民票上の住所宮崎県西都市大字右松559番地
破産者　本部　雅士
1　決定年月日　平成23年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５号
秋田県大館市柄沢字狐台７番地38
破産者　畠山　芳博
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部